

平成 27 年度事業計画

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

平成 27 年 5 月 16 日第 1 回通常総会時点

特定非営利活動法人 D-SHiPS32

1. 事業方針

- 障がい者スポーツ体験会や講師派遣を中心に活動し、本会の認知普及に努め、社会啓発に繋げる
- 多様性を受け入れる社会の実現に努める

2. 事業計画

1. イベント・講演会等の開催及び講師等派遣による啓発事業

1) はまテラス

日 時：平成 27 年 4 月～9 月 毎月第二日曜日

場 所：横浜 SOGO

参加定員：各回 100～150 人 計 1000 人

内 容：当団体の PR 活動、マイナースポーツの普及、2020 年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向けて障がい者への接し方や障がいの存在を身近に感じ、理解してもらう。

- ・ アイススレッジ体験会
- ・ 車椅子でショッピング体験
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに関連する方々の講演会

2) ハピスポひろば 2015

日 時：平成 27 年 6 月 28 日（日）

場 所：長野市ビックハット

参加定員：3000 人

内 容：ダブルダッチパフォーマンス及び体験、アイススレッジホッケーの体験を行う。

3) 親子の夢を応援するイベント「ドリームデイズ」

日 時：平成 27 年 7 月 18 日（土）・19 日（日）

場 所：ハウスクエア横浜

参加定員：1000 人

内 容：ダブルダッチパフォーマンス及び体験、アイススレッジホッケーの紹介及び体験、車椅子体験を行う。

4) 南大沢マルシェ×夏の「スポーツ・健康」フェスティバル 2015 への参加

日 時： 平成 27 年 7 月 25 日（土）・26 日（日）

場 所： 南大沢駅前遊歩道 ターミナル前

内 容： 未定

5) ボランティア体験講座

日 時： 平成 27 年 7 月 29 日（水）

場 所： つづき MY プラザ（都筑多文化・青少年交流プラザ）

参加定員： 30 人

内 容： 中学生・高校生を対象にボランティア体験講座を開催する。

6) 東御市総合体育大会への講師派遣

日 時： 平成 27 年 10 月 4 日（火）

場 所： 東御市中央公園

参加定員： 100 人

内 容： 東御市の子ども（障がい児含む）にダブルダッチパフォーマンス及び体験会を行う。

7) コンセプト会議

・平成 27 年度中に 6 回開催予定

2. スポーツ体験による教育・育成事業

1) 健常者、障がい者を対象にしたスポーツ体験会を開催

日 時： 平成 27 年度中に 2 回

場 所： 東京都内、岡山県

参加定員： 30 人

内 容： アイススレッジホッケーの体験を通じ、大人、子どもにパラリンピックスポーツを身近に感じてもらうと共に、アイススレッジホッケーの魅力伝える

3. 交流キャンプ事業

1) 日帰りキャンプ 農業体験イベント

日 時： 平成 27 年 8 月 8 日（土）

場 所： 長野県東御市新張 891-5

参加定員： 20 人

内 容： 障がい児家族と健常児家族の交流の機会を提供するために、長野県東御市の農地で作物収穫イベントを行う。

2) キャンプ事前研修

日 時：平成28年1月予定

場 所：東京都内

参加定員：15人

内 容：D-SHiPS32主催の宿泊キャンプで参加者、スタッフが安心安全に野外活動を行うために必要な知識の共有、野外救急や障がい者のケア等のトレーニングを行う。

3) コンセプト会議

- ・平成27年度中に6回開催予定

4. 障がい児を持つ親コミュニティの設立及び支援事業

1) アイススレッジホッケーってなに？いろいろなことを教わっちゃおう！

日 時：平成27年8月4日（火）

場 所：東京都墨東特別支援学校

参加定員：60人

内 容：東京都肢体不自由児者父母の会連合会と連携し、講演会及びアイススレッジホッケーやハンドアーチェリーの体験会を行う。

2) 障がい者団体へのリサーチ及び参加

- ・随時

3) コンセプト会議

- ・平成27年度中に3回開催予定

5. 広報の強化

1) コンセプト会議

- ・平成27年度中に6回開催予定

2) HP作成と運営

3) SNSの管理

4) パンフレット作成

5) メディア戦略

- ・メディア担当者との関係作り
- ・プレスリリースの配信

6) ユニフォームの作成

平成27年度 活動予算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

特定非営利活動法人D-SHiPS32

(単位:円)

科 目	本 年 度 予 算 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	300,000	
受取会費計	300,000	300,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	300,000	
施設等受入評価益	20,000	
ボランティア受入評価益	374,736	
受取寄付金計	694,736	694,736
3 受取助成金等		
受取補助金		
受取助成金等計	0	0
4 事業収益		
(1) イベント・講演会等の開催及び講師等派遣による啓発事業	64,986	
(2) スポーツ体験による教育・育成事業	60,000	
(3) 交流キャンプ事業	183,000	
(4) 障がい児を持つ親コミュニティの設立及び支援事業	60,000	
事業収益計	367,986	367,986
5 その他収益		
受取利息		
その他収益計	0	0
経常収益計		1,362,722
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
ボランティア評価費用	374,736	
人件費計	374,736	
(2) その他経費		
諸謝金	10,000	
印刷製本費	3,100	
会議費	3,000	
旅費交通費	119,886	
車両費	16,000	
什器費	0	
通信運搬費	40,000	
被服費	0	
消耗品費	0	
賃借料	72,000	
施設等評価費用	20,000	
支払手数料	0	
雑費	31,000	
保険料	50,000	
その他経費計	364,986	
事業費計		739,722
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	45,000	
会議費	30,000	
旅費交通費	5,000	
車両費	5,000	

什器費	0		
通信運搬費	10,000		
被服費	80,000		
消耗品費	7,000		
支払手数料	5,000		
雑費	20,000		
その他経費計	207,000		
管理費計		207,000	
経常費用計			946,722
当期経常増減額			416,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			416,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
前期繰越正味財産額			41,500
次期繰越正味財産額			387,500

特定非営利活動法人 D-SHiPS32

寄付金等取扱規程

第1条（目的）

特定非営利活動法人 D-SHiPS32（以下「本法人」という。）は、当法人が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるためにこの規程を制定する。

第2条（寄付金の種類）

本法人が受領する寄付金は次に定めるところにより区分する。

- （1）一般寄付金 常時行う募金活動により受領する寄付金
- （2）特定寄付金 特定の事業の財源に充当するため、用途を特定し行う募金活動により受領する寄付金
- （3）特別寄付金 前項に該当しない個人又は団体から受領する寄付金

2 この規程による寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産をふくむものとする。

第3条（一般寄付金）

本法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、50%以上を定款第5条の特定非営利活動目的事業に充填し、残額を本会の維持のための管理費に充当することができるものとする。但し、管理費に使用すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、事業に使用することを可とする。

第4条（特定寄付金）

特定寄付金を募集する場合は、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、事項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第5条の特定非営利活動目的事業のうち特定の事業に使用することとして資金用途を具体的に定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

第5条（特別寄付金）

本法人は一般寄付金又は特定寄付金に該当しない寄付の申し込みが個人又は団体からあった場合は、これを特別寄付金として受領することができる。

2 前項の寄付金について、寄付者から資金の用途、管理運用方法その他寄付金の受領に伴う法人の負担に関わる条件が付されている場合は、その受領につき、理事会の承認を求めなければならない。

第6条（受領書等の送付）

寄付金を受領したときは、寄付者及びその連絡先が特定出来る場合は遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本法人の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

第7条（受領の制限）

寄付金が次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- （1）法令に抵触するときのほか、本会の業務遂行上支障があると認められるとき及び本法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- （2）特定寄付金と特別寄付金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

第8条（情報公開）

本法人が受領する寄付金については、特定非営利活動法人促進法第54条第2項に定める事項について事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

2 特定寄付金については、事業終了後速やかに寄付金の収支及び寄付金により実施した事業の結果に関する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページに掲載することにより、代えることができる。

第9条（個人情報保護）

寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護法にもとづき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

第10条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

- 1 この規程は平成27年5月16日から施行する。